令和4年9月30日変更

新型コロナウイルス感染症安芸高田市対策本部決定

「まん延防止等重点措置」解除後の安芸高田市の取組について

1 趣旨

広島県への「まん延防止等重点措置」は3月7日をもって解除されたが、本市においては独自の取組を継続してきた。現在の本市の感染状況をみてみると、完全な封じ込みには至っていないものの、国においてWithコロナに向けた政策が取り組まれていることを鑑み、下記の取組を残し解除することとした。

なお、感染状況に応じて随時内容を変更し取り組むこととする。

2 期間

令和4年10月3日(月)から当面の間

3 公共施設等の営業

【社会教育施設・社会体育施設】

指定管理に伴う基幹集会所(31 施設)

ふれあいセンターいきいきの里

施設	内 容
市内各文化センター等	・会食 <u>を目的とした施設の利用</u> は不可
【社会福祉施設】	
人権福祉センター	
吉田老人福祉センター 保健センター ふれあいセンターこうだ	・会食 <u>を目的とした施設の利用</u> は不可
【その他】	

4 行事等について

市が主催(市が実行委員会の構成員である場合も含む)するイベント等については、基本的な感染防止対策を徹底して開催すること。

・会食を目的とした施設の利用は不可